

平成29年度 第9回 役員会議事要旨

日 時 平成29年9月13日（水） 10時30分～11時43分

場 所 学長室

出席者 学長，滝澤理事，門出理事，後藤理事，和田理事，吉田理事

欠席者 なし

陪席者 佐々木監事，北村監事，松前総合情報基盤センター長

○ 学長から，平成29年度第8回役員会議事要旨の確認依頼があった。

1 報告事項

(1) 標的型攻撃メール対応訓練の実施について

松前総合情報基盤センター長から，本件について，平成29年11月から12月頃に全教職員を対象に標的型攻撃メール対応訓練を実施する旨の報告があった。

2 審議事項

(1) 寄附に伴う感謝状の贈呈について

滝澤理事から，本学学生の課外活動（熱気球部）の創設に多大な尽力を受け，平成2年に1号機となる熱気球の無償貸与を受け，その後，球皮の買い替えを行っていただき，今回，10号機となる球皮の寄附を受けたため，国立大学法人佐賀大学感謝状贈呈規程第2条第1項第4号により，感謝状の贈呈を提案するものである旨の説明があり，審議の結果了承された。

次に，教務課長から，大学の教育研究推進の一助として，美術館に対して，油絵，彫塑等の寄附を受けたため，国立大学法人佐賀大学感謝状贈呈規程第2条第1項第1号により，感謝状の贈呈を提案するものである旨の説明があり，審議の結果了承された。

(2) 株式会社オプティムとの建物使用貸借契約書等について

環境施設部長から，7月26日の役員会で協議した件について，株式会社オプティム側から，5年後以降の継続に対して疑義が生じていたが，建物使用貸借契約書については案のとおり締結することで了解いただいた旨，

また、建物使用貸借契約書第2条（使用貸借）中に附属施設を追加した旨の説明があり、審議の結果了承された。

(3) 特任教授の任用について

人事課長から、本件について、特任教員は、国立大学法人佐賀大学契約職員就業規則第28条第4項第1号により1週間当たりの勤務時間が、20時間以上で35時間の範囲内で勤務する職員となっているものの、農水圏研究プロジェクト（仮称）創設に当たり「地域の農水圏生物生産・利用技術の高度化」について助言及び提言いただく必要があり、特任教授3名を採用するため、同規則第71条により20時間未満での勤務について審議するものである旨の説明があり、審議の結果了承された。

(4) 国立大学法人佐賀大学が締結する有期労働契約の契約期間の適用除外について

教務課長から、本件について、国立大学法人佐賀大学が締結する有期労働契約の契約期間の取扱いに関する規程第3条第1項第1号では、事務補佐員が行う一般業務に係る有期労働契約期間は、初日から起算して3年の範囲内と定められているが、事務補佐員の学芸業務は、作品の取扱いに加え、関係者への連絡対応、学生が作業する際の指導や安全確保等、専門的な業務を行っており、平均2年で一通りの補助業務をこなせるようになるものであり、現状の任期3年では、学芸業務の一部を任せられるようになって間もない人材を放出することになり、人材活用上極めて非効率であることから、同規程第5条第1項第8号により、平成29年度11月20日からの雇用について審議するものである旨の説明があり、審議の結果了承された。

(5) その他

特になし。

3 協議事項

(1) 成績判定等の変更に伴う佐賀大学学則及び佐賀大学大学院学則等の一部改正について

滝澤理事から、本件について、成績の評語（評価）（秀・優・良・可・不可）により難い授業科目の評語（評価）について新たに規定すること、また、週複数回授業科目の試験を定期試験とすること及び定期試験（追試験及び再試験を含む。）において不正行為があった場合の無効となる科目の範囲を明確にすることに伴い所要の改正を行う旨の説明があった。

後藤理事から、成績の評語（評価）（秀・優・良・可・不可）により難い授業科目は具体的にどの授業科目であるか確認があり、滝澤理事から、

卒業研究、インターンシップ科目等が考えられており、基準を示し、限定的かつ厳格に運用し、教育委員会で議論する旨の説明があった。

協議の結果了承され、教育研究評議会及びその後の役員会で審議されることとなった。

(2) 国立大学法人佐賀大学イノベーション推進本部の設置について

門出理事から、本件について、本学の研究や産学連携の機能強化を図るため、リサーチ・アドミニストレーター（URA）の組織化を図り、既存の産学・地域連携機構を改組して「イノベーション推進本部」を設置することによりイノベーションの創出を推進するものである旨、また、「イノベーション推進本部」の設置に伴い、関係規則等について所要の改正、廃止及び制定を行うものである旨説明があった。

「イノベーション推進本部」の名称について、齟齬が生じており、正式名称については、次回役員会において審議を行うこととし、名称を除き、協議の結果了承され、教育研究評議会及びその後の役員会で審議されることとなった。

吉田理事から、9月1日付け科学新聞において、本格的産学連携を推進するために、各大学にオープンイノベーション機構を整備するとの記事が掲載されていたが、この受け皿になるイメージを持っている点、また教員組織を持たない点について評価できる旨の発言があった。

後藤理事から、「佐賀大学研究推進・社会連携体制」の地域創生推進センターについて確認があり、門出理事から、COC事業を対象としているが、「イノベーション推進本部」におけるCOC事業の刷り合わせが必要である旨の説明があった。

後藤理事から、地域創生推進センターの名称における「創生（クリエーション）」及び「創成（イノベーション）」の使い分けについても確認が必要である旨の発言があった。

後藤理事から、「佐賀大学研究推進・社会連携体制」において、国際交流推進センターが入っているため、キャリアセンターを入れなくて良いか確認があり、学長から、本来の目的は同じであるが、理念が異なるためキャリアセンターは抜き出している旨の説明があった。

北村監事から、「イノベーション推進本部」を作ることは重要であるが、各部局等で地方創生、国際交流、産学連携等の取組が行われているが、優れた部分が成果として生まれるような組織である必要があり、各部局等で行われていることを評価し、大学の方向性を決定する機能、権限まで持つ組織作りをしていただきたい旨、また、各部局等の取組のうち、強みを持たせる部分を評論していただきたい旨の発言があった。

学長から、「イノベーション推進本部」は支援機構であるが、大学全体の評価、方向性の決定等の役割を持たせたいと考えている旨の発言があった。

吉田理事から、産学連携については動きが期待されるが、どういう成果が出てきたかを学内において報告していただきたい旨の発言があった。

学長から、イノベーション推進本部は、最終形ではなく、スタートするために必要な組織にすぎず、社会に対してアピールするためにはさらに大きな組織が必要となる旨の発言があった。

北村監事から、国立大学が進化していくために、このような組織から集中と選択を進めていただきたい旨の発言があった。

(3) 育児・介護休業法改正に伴う就業規則の一部改正について

人事課長から、本件について、育児・介護休業法改正に伴い所要の改正を行うものである旨の説明があり、協議の結果了承され、教育研究評議会及びその後の役員会で審議されることとなった。

(4) その他

特になし。

4 報告事項（続き）

(2) 平成29年度佐賀大学学位記授与式（9月期）、入学式（10月期）について

総務課長から、本件について、学位記授与式（9月期）は平成29年9月22日に理工学部6号館、入学式（10月期）は平成29年10月2日に大学会館において実施予定としている旨の報告があった。

学長から、出席学生に上着、ネクタイの着用を周知するよう発言があった。

(3) その他

特になし。

5 その他

・学長から、平成29年10月1日からの理事室の新体制について説明があった。

・学長から、全学教育機構長については、理事ではない副学長として、早瀬博範教授にお願いする旨の説明があった。

・学長から、平成29年10月1日からの学長補佐について説明があった。

以 上